

次世代モビリティ活用実証支援委託業務 仕様書

1 事業名

次世代モビリティ活用実証支援委託業務

2 事業目的

令和6年10月にSTATION Aiが開業し、国内外から愛知へより多くのスタートアップを誘引し、イノベーションの創出を促進するためには、本県の基幹産業であるモビリティを基軸として、STATION Aiの魅力をもさらに向上させる必要がある。

そこで、世界を代表するモビリティ企業であるトヨタ自動車が開発している次世代モビリティ「e-Palette」を活用した実証実験を実施し、STATION Ai会員のスタートアップ等による柔軟なアイデアや革新的な技術から、MaaS (Mobility as a Service) につながる社会に向けた車室空間ソリューションの創出を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

(1) 実証実験アイデア募集業務

STATION Ai 会員スタートアップ等を対象に、次世代モビリティ「e-Palette」を活用した実証実験のアイデアを募集し、支援対象を選定する。

- ・実証実験アイデア募集時の詳細テーマは、県と協議の上、決定すること。
- ・実証実験アイデアは3社選定すること。
- ・実証実験アイデア選定メンバーにはモビリティに精通している人材が望ましい。
- ・以下の「5 スケジュール(予定)」を目安として、県と調整のうえ、事業を実施すること。

(2) 実証実験（※）実施支援

ア 実証実験委託契約の締結

上限400万円/社（消費税及び地方消費税を除く。）の実証実験委託契約を支援対象者3社と締結し、実証実験支援を実施すること。（支援対象者は(1)で選定した企業。）

なお、実証実施委託契約に必要な額が400万円/社を下回った場合は、本件

委託金額をその分減額する。

- ※（１）で選定した各社提案アイデアを基に、各社のアイデア実装に向けた実証実験を実施する。

また、委託契約にあたっては、以下の項目を踏まえること。

【契約】

- ・委託契約書に必要な書類の作成においては、事前に県に契約内容の確認を行うこと。
- ・あわせて、個別プロジェクトの実証に係る費用のうち、本実証実験委託契約に該当する費用の基準についても、事前に県の確認を行うこと。
- ・支援対象者に対して、事業実施計画書を作成させること。

【経理処理】

- ・定めた基準に基づき、個別プロジェクトの費用の検査及び額の確定を行うこと。
- ※基準を定めるにあたっては、事前に県と協議を行うこと。
- ・策定した個別の事業実施計画書等に応じた経費の支払い。

（３）全体コーディネート業務

ア メンタリング

以下の項目を踏まえ、進捗に応じた必要な支援を行う。

- １社あたり月１回以上は実施し、各社の進捗状況を把握すること。
- 各社とのメンタリングの記録は、事業実施報告書に記載すること。

（想定支援内容）

- ・各支援対象者の実証実験の事業実施計画書策定の支援
 - ※（１）の選定内容を基に、支援対象者、県及び運行事業者と調整のうえ、車両の使用方法や走行経路も含め、実施可能な内容となるよう支援する。
 - ※メンタリング担当者はモビリティに精通している人材が望ましい。
- ・個別プロジェクトからの随時の相談対応
- ・実証実験委託契約に係る経理処理の支援
- ・問題が発生した場合、指摘や改善提案、調整等の支援 等

イ 各プロジェクトの管理

以下の項目を踏まえ、３社の実証実験の管理計画を策定するとともに、進捗状況を管理し、県への報告等を行う。

- ・各支援対象者の実証実験の事業実施計画書の内容
 - 事業実施計画書には、以下の①～③の事項は必ず記載すること。

- ①各月の業務内容、②実証実験予定期間、③各月の資金計画
- ・実証実験委託契約内容の構成について変更等の必要性が生じた場合は、県に相談し対応方法を諮ること。
- ・各プロジェクトの県への報告事項及び報告頻度の決定
(各プロジェクトの課題、実証実験準備状況等を月1回以上、県に報告する。)

ウ 機運醸成

e-Palette を活用した新たなモビリティサービスの創出が今後も継続的に行われ、STATION Ai の魅力が向上するように、STATION Ai 会員を対象とするコミュニティを作り、コミュニティ参加者に新たなアイデアの検討を促すためのイベント等を1回以上実施すること。

(概要)

開催時期：委託期間中に計1回以上開催

開催方法：現地開催（県と協議の上、ハイブリッド形式も可とする。）

場 所：STATION Ai

内 容：e-Palette を活用したビジネスアイデアの意見交換や、e-Palette の活用により解決が見込まれる地域課題の検討等

コミュニティ：STATION Ai 会員かつモビリティ関係企業や e-Palette に
関心のある企業等（コミュニティは10社以上を目標とする
が、より事業効果を高める場合は、社数増等の提案を可とする。）

そ の 他：コミュニティの活動内容やイベントの開催周知・開催報告は
STATION Ai 会員専用コミュニティツール等にて情報発信を行うこと。

エ 成果報告会

各実証実験の成果報告の場を以下のとおり設定する。設定後はPRツール（STATION Ai 会員専用コミュニティツール、SNS、Web ページ等）を活用して情報発信を行うこと。

(概要)

開催時期：令和9年2月中旬～3月中旬

開催方法：原則対面開催

場 所：STATION Ai（ただし、事業効果を高めると県が判断した場合、
県と協議の上、変更することを認める。）

内 容：各支援対象者の実証実験成果報告及び成果報告会参加者間の交流の場の提供（ネットワーキング等）

参 加 者：企業、スタートアップ、自治体、金融機関等の幅広い産業分野の関係者

オ 事業実施報告書

- ・個別プロジェクトの実証実験の成果を事業実施報告書にとりまとめの上、県へ報告すること。

（４）実施体制

- ・委託業務の開始から終了までの間、本委託業務を総括する責任者（「総括責任者」）を1名配置すること。
- ・実証実験の支援を行う担当者を1名以上配置し、必要に応じて対面またはオンラインで面談等に対応できる体制とすること。
- ・オンラインでの相談・連絡体制を確保すること。

（５）その他

- ・月1回以上、愛知県に対して状況報告を行うこと。
- ・必要に応じて不定期で県とミーティングを行うこと。

5 スケジュール（予定）

2026年度											
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
★ 業務開始	ビジネスアイデア募集	審査・選定	★ 実証実験委託契約	ビジネスアイデア実証実験							成果報告会
				メンタリングの実施							
				機運醸成							

6 成果物

（１）提出書類

ア 事業実施報告書 1部

※A4判縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷

イ 事業実施報告書の電子データ 1式

- ウ 記録写真及び関連データ等
 - エ その他、業務にあたって県が指示した資料
- (2) 提出先
愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課
- (3) 提出期限
令和9年3月19日(金)

7 その他

- (1) 県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- (2) 本委託業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度県に報告すること。
- (3) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (4) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 法制度を順守し、事業を実施すること。
- (6) 当業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (7) 本委託業務は国の地域未来交付金を利用するものである。本委託業務完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県あるいは会計検査院の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。
- (8) 本委託業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (9) 本事業に係る実施場所等の使用に係る費用の負担及び使用許諾契約等調整に関わる一切の手続きを行うこと。
- (10) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (11) 受託者は、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。)を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (12) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (13) 天災等の影響により、仕様書に記載された事業の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (14) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任

を負わない。

(15) 本事業を実施するにあたって、あらかじめ県と協議の上で承諾を得た場合には、事業の一部について再委託を行うことができる。

(16) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。